

選挙に係わる定款および細則

【定 款】

第6章 理事及び監事

(理事)

第26条 本法人の理事は、16名以上25名以下とする。

2 本法人は代表理事を2名置く。

3 代表理事は、1名は理事長、1名を副理事長とする。

(選任)

第27条 本法人の理事(選挙理事)および監事は、社員が選挙により選出し、社員総会において承認決定する。

2 前項の理事及び監事の選出は、2年毎に2分の1を選出する。ただし、連続して4年を越えて選出することは出来ない。

3 本法人の各支部は理事1名を選出し(支部理事)、社員総会において承認決定する。

4 理事長は、若干名の理事を社員から指名することができる(指名理事)。指名理事は社員総会において承認決定する。

5 本法人の運営を円滑に行うため理事長は、選挙理事、あるいは指名理事の中から若干名の常任理事を指名し、社員総会において承認決定する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第28条 理事(選挙理事)の任期は1期2年で、連続して2期とする。

2 理事(支部理事)の任期は1期2年とし、連続しては2期までとする。

3 理事(指名理事)の任期は理事長の在任期間を越えない範囲で理事長が決定する。

4 理事(選挙理事、支部理事、指名理事)は相互に重任することは可能であるが、この場合の任期は連続して8年を越えることができない。

5 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

6 理事としてふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情のある場合は、その任期中であっても、理事会及び社員総会の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(理事長および副理事長)

第30条 理事長は、社員の中から選出され、社員総会において承認決定する。

2 理事長は本法人の業務を総理し、本法人を代表する。

3 理事長は選挙理事の中から副理事長を指名する。

4 理事長に事故あるときは副理事長が理事長の職務を代行する。

5 理事長及び副理事長の任期は、4年とする。また第28条の規定にかかわらず重任することは可能であるが、その場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えることができない。

6 理事長及び副理事長は、前項の規定にかかわらず、その任期中は社員総会の選出を受けたものとする。

(監事)

- 第32条 本法人の監事は、3名以内とする。
- 2 監事の任期は4年とする。
 - 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者または他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 監事は、社員総会が社員の中から選出する。
 - 5 監事としてふさわしくない行為があった場合又は特別の事情のある場合は、その任期中であっても、理事会及び社員総会の議決により、理事長がこれを解任することができる。

【細 則】

1. 役員等の選出に関する細則

第2章 理事長、副理事長、理事及び監事の選出

- 第2条 理事長は社員の直接選挙により選出する。
- 2 理事長の被選挙人は自薦、あるいは社員の他薦による立候補とする。
 - 3 立候補者は「所信表明」を行う。
 - 4 理事長は総得票数の過半数を獲得した立候補者が任命される。
 - 5 過半数に達する立候補者がいない場合は、上位2名の決選投票とする。
 - 6 決選投票で同得票数の場合は現理事長が指名する。
 - 7 就任する会計年度内において満65歳以上に達する者は理事長の被選挙権を有さない。ただし、理事長に選出された後に65歳となる者は、その任期中は理事長として留まるものとする。
- 第3条 副理事長は選挙理事のなかから理事長が指名する。
- 2 就任する会計年度内において満65歳以上に達する者は副理事長候補者とはなれない。ただし、副理事長に指名された後に65歳となる者は、その任期中は副理事長として留まるものとする。
- 第4条 選挙理事は、社員(評議員)の中から社員の無記名投票により選出する
- 2 理事の被選挙人は自薦、あるいは社員の他薦による立候補とする。
 - 3 立候補者は「所信表明」を行う。
 - 4 選挙理事の定員は4名とする。
 - 5 理事に就任する会計年度内において満65歳以上に達する者は被選挙権を有さない。
 - 6 選挙理事と監事は同時に被選挙人となることはできない。
 - 7 2期4年の任期中に理事の任期が連続して8年を越える者は被選挙権を有さない。
- 第5条 支部理事は支部からの推薦による。
- 2 支部理事の定員は7名とする。
 - 3 支部理事の任期は、1期2年とし、連続しては2期までとする。

第6条 指名理事は理事長からの指名による。
2 指名理事の定員は若干名とする。
3 指名理事の任期は理事長在任期間とし、理事長が決定できる。
4 指名理事は任期終了後に理事の被選挙権を有するが、連続して8年を超える者は被選挙権を有さない。

第7条 監事は、候補者の中から社員の無記名投票により選出され、理事長が委嘱する。
2 監事の被選挙人は自薦、あるいは社員の他薦による立候補とする。
3 監事の定員は3名以内とする。
4 監事の任期は4年で、重任できない。
5 監事に選出された者は、その任期中は監事として留まるものとする。
6 監事に就任する会計年度内において満70歳に達する者は被選挙権を有さない。

第8条 監事および理事は相互に重任することは可能であるが、この場合の任期は連続して8年を超えることはできない。

第3章 選挙管理委員会

第9条 理事長は、選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員会を組織する。
2 選挙管理委員会は、理事長、理事及び監事の選挙に関する業務を行う。
3 選挙管理委員会は、選挙に関する疑義を適正に処理する。
4 選挙管理委員は、役員(理事長、選挙理事、監事)の被選挙権は有しない。
5 選挙に関する日程、投票の方法は、選挙管理委員会で決定する。